

インターンシップ等推進事業（大学生等向け魅力発信イベント）

委託仕様書

1 委託業務名

インターンシップ等推進事業（大学生等向け魅力発信イベント）

2 事業目的

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口は急激に減少しており、市内企業においては将来を担う若手人材の確保が一層困難な状況となっている。

こうした課題に対応するため、本事業では、市内企業が有する魅力や強み、働く意義等を学生に効果的に伝える機会を創出し、市内企業への理解促進と就業意欲の向上を図ることを目的として、大学のゼミ活動や学内イベント等と連携し、学生が主体的に市内企業と関わる仕組みを構築することで、就職先としての選択肢に市内企業を位置付け、将来的な市内企業への就職促進を目指すもの。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託業務内容

(1) 大学生等向け魅力発信イベントのコーディネート

尼崎市内の中小・大手企業等、複数の企業における魅力発信の企画・運営、その他企業調整等これらの実施に必要な付随業務を行うこと。

具体的には、関西圏周辺の大学にて市内企業の魅力発信の場を、ゼミや学内イベント等と連携して設けること。1コマ（90分）あたり1～3社程度を目安とするが、参加企業数、対面方式やWEB方式も含め実施内容の詳細、実施時期及び時間については参加大学及び担当教授と協議し決定すること。

(2) 参加大学等の確保

当事業の目的や方針に賛同する関西圏周辺の大学または個別担当教授との連携をはかり、市と協議のうえ参加大学等4校以上を確保すること。

(3) 参加企業の掘り起こし

基本的に参加企業は市で選定するが、今後の市内企業における本事業の普及に向けて、尼崎市とともに参加企業の掘り起こしに努めること。

(4) アンケート調査の実施

本事業への参加企業や学生に対してアンケート調査を実施し、円グラフ等の視覚的に分かりやすいものを用いた結果報告及び分析結果を実績報告として提出すること。

なお、アンケート項目等については、尼崎市と協議すること。

(5) 報告書の作成ならびに「アマポータル」を用いた参加企業の魅力発信

実施内容について取りまとめを行い、報告書を作成すること。

また、参加企業の魅力発信を行うため、「アマポータル」への掲載記事を作成すること。この際、掲載内容について参加企業及び参加大学へ事前に確認を行うこと。

5 事業目標

参加大学等 4 校以上、参加企業 12 社以上

※基本的に参加企業は市で選定する。

6 事業実施計画書及び実績報告について

- (1) 事業の実施にあたり、予め事業実施計画書（情報発信を含む。）を提出し、尼崎市と協議すること。
- (2) 各事業実施後 30 日以内に事業実施報告書を提出すること。
- (3) 参加企業及び学生に対して実施したアンケートの結果及び分析結果を実績報告として提出すること。

7 業務責任者

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、その氏名をあらかじめ報告すること。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

8 業務実施における連絡・協議

業務に際しては、契約締結以降、尼崎市と十分な協議を適宜行いながら業務を進めていくものとする。

9 業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ尼崎市が認めた場合はこの限りではない。（この場合、尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団又は同条第 5 号に規定する暴力団員若しくは同条第 7 号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。）

10 業務委託料の提案上限価格

3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括支払い。

12 契約保証金

契約金額の 5 / 100 以上（但し、契約金額が消費税及び地方消費税を含み 300 万円未満は不要）

13 留意事項

(1) 守秘義務

業務受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

(2) 個人情報の保護

業務受託者は、本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託契約期間終了後においても同様とする。

(3) 安全の確保

各事業の実施においては、参加学生等の安全に十分に配慮すること。また、参加学生

等のケガ、参加学生等による参加企業に係る情報漏洩や器物損壊、その他事故等に備え、必要に応じてインターンシップ保険等に加入するなど、その安全を確保すること。

(4) 損害賠償責任

業務受託者が本業務の実施に際し、尼崎市又は第三者に損害を与えた場合等にあっては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(5) 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、尼崎市に起因するものを除き、全て業務受託者の責任として対応すること。

14 その他

- (1) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規・条例等を遵守すること。
- (2) 事業実施にあたっては、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (3) 関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、業務受託者の責任において行うこと。
- (4) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ尼崎市の承認を得ること。
- (5) その他仕様書に記載されていない事項については、尼崎市と業務受託者の双方が誠意を持って協議し対処すること。

15 問い合わせ先

尼崎市経済環境局経済部しごと支援課

住 所：〒660-0876

尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階

電 話：06-6430-7635

ファクス：06-6430-7638

電子メール：ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp

担 当：田中・中田

以 上